子ども・ひとり親 福祉医療
支給申請書　記入例

償還払（しょうかんばらい）

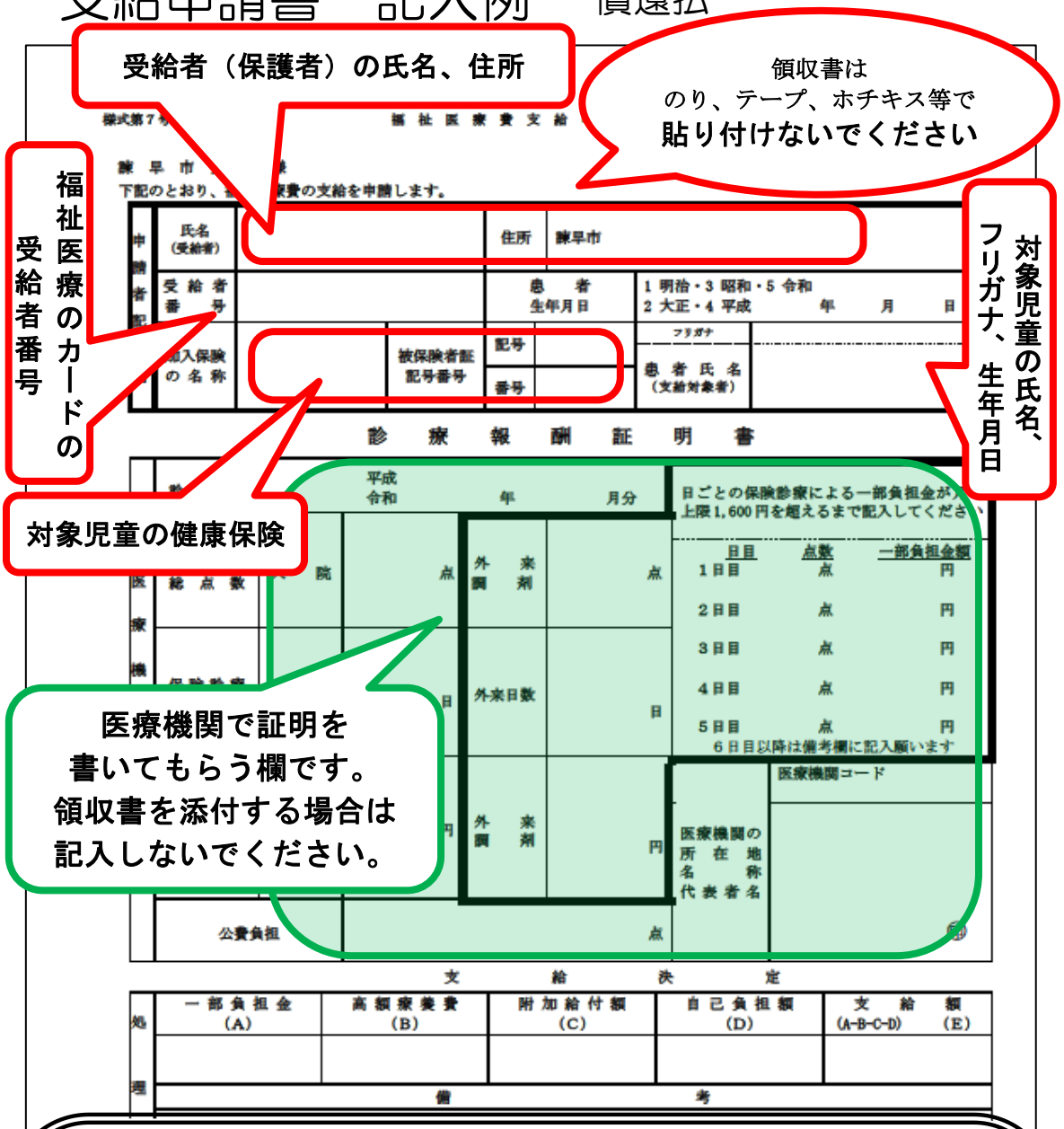

※申請書は1ヶ月、1医療機関、入院・外来ごとにそれぞれ1枚必要となります。

※毎月10日(10日が土日祝の場合はその前日)までの申請については当月末の振込になります。

※申請書は診療月の翌月以降受付となります。診療当月に申請された場合、当月10日までの申請であっても支給は翌月末となります。

※現物給付対象者の申請について、現物給付対象である医療機関診療分は、診療月から3ヶ月後の支給となります。

※医療機関の証明については、医療機関の発行する領収書原本（領収印のあるものに限る）により代えることができます。なお、領収書はお返しできませんので御了承ください。

※診療報酬証明書については、1ヶ月ごとに入院・外来それぞれ1枚必要となります。